

## 鹿屋市子育て世帯支援臨時特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として子育て世帯支援臨時特別給付金を支給する事業を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯支援臨時特別給付金 前条の趣旨に基づき、市によって支給される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 子育て世帯支援臨時特別給付金が支給される者であって、別表第1に掲げるものをいう。
- (3) 対象児童 子育て世帯支援臨時特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童であって、別表第2に掲げるものをいう。

(子育て世帯支援臨時特別給付金の支給等)

第3条 市は、この要綱の定めるところにより、支給対象者に対し、子育て世帯支援臨時特別給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯支援臨時特別給付金の金額は、対象児童1人につき1万円とする。

(支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 市は、支給対象者に対し、子育て世帯支援臨時特別給付金の支給の申込みを行う。

- 2 支給対象者は、前項の申込みを受けた際、子育て世帯支援臨時特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、支給対象者が当該受給の拒否を届け出るときは、子育て世帯支援臨時特別給付金受給拒否の届出書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、子育て世帯支援臨時特別給付金を支給する。

(支給対象者に対する支給の方式)

第5条 支給対象者に対する市による支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる方式で行う。

- (1) 口座振込方式 市が公簿により把握できる児童手当、高校生応援給付金、子ども医療費助成金のいずれかの支給口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、支給対象者が市に子育て世帯支援臨時特別給付金支給口座登録等の届出書（別記第2号様式）により届け出、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が市に子育て世帯支援臨時特別給付金支給口座登録等の届出書（別記第2号様式）により届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式  
（申請が必要となる支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限）

第6条 申請が必要となる支給対象者に対して支給する子育て世帯支援臨時特別給付金に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日までとする。ただし、申請する子育て世帯支援臨時特別給付金の対象児童に令和6年2月1日以後に出生した対象児童が含まれている場合は、令和6年3月15日までとする。  
（申請が必要となる支給対象者に係る申請及び支給の方式）

第7条 申請が必要となる支給対象者で、子育て世帯支援臨時特別給付金の支給を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、子育て世帯支援臨時特別給付金申請書（別記第3号様式。以下「申請書」という。）により申請を行う。

- 2 申請が必要となる支給対象者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行うこととする。
  - (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口へ持参することにより提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 申請者に代わり、代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請が必要となる支給対象者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し子育て世帯支援臨時特別給付金を支給するものとする。

(子育て世帯支援臨時特別給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、子育て世帯支援臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請が必要となる支給対象者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が子育て世帯支援臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、令和5年12月15日時点において市が把握する児童手当、高校生応援給付金又は子ども医療費助成金のいずれかの指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て世帯支援臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、当該指定口座の解約、変更等の事由により令和6年3月31日までに振込みが完了できない場合は、子育て世帯支援臨時特別給付金の受給を拒否したものとみなす。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、子育て世帯支援臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯支援臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯支援臨時特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 子育て世帯支援臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月15日から施行する。
- 2 子育て世帯支援臨時特別給付金支給事業の実施に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第2条関係）

区分	支給対象者
1	令和5年12月1日において鹿屋市の住民基本台帳に記録されている者であって、対象児童（区分3に係る児童を除く。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするもの
2	令和5年12月1日において鹿屋市の住民基本台帳に記録されていない者であって、対象児童（区分3に係る児童を除く。）のうち、同日において鹿屋市の住民基本台帳に記録されている児童（以下「市内対象児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするもの
3	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関、同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設、同法第44条に規定する児童自立支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設、同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設若しくは売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設の設置者であって、令和5年12月1日において、対象児童のうち、市内対象児童が委託されているもの
4	次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者。ただし、既に区分1又は区分2に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て世帯支援臨時特別給付金の支給が決定され

ている場合は、この限りでない。

(1) 令和5年12月1日以後に受給者等が死亡した場合（この区分4の規定により子育て世帯支援臨時特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て世帯支援臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）

左欄に掲げる者が死亡したことにより当該者に係る対象児童に係る児童手当、高校生応援給付金又は子ども医療費助成金のいずれかの支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者

(2) 令和5年12月1日以後から子育て世帯支援臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に、別表2で定める支給要件児童が区分3に該当する児童であることを市が把握した場合

区分3の支給対象者

(3) 令和5年12月1日以後から子育て世帯支援臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に、離婚等により養育者が変わった者

現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者

(4) 令和5年12月1日以後から子育て世帯支援臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしていない当該者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）

左欄に掲げる当該者の配偶者

別表第2（第2条関係）

対象児童
<p>支給対象者に支給される子育て世帯支援臨時特別給付金の対象児童は、平成17年4月2日から令和5年12月1日までの間に出生した児童及び令和5年12月2日から令和6年2月29日までの間に出生し、かつ、出生した日において鹿屋市の住民基本台帳に記録されている児童とする。ただし、既に子育て世帯支援臨時特別給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。</p>

別記

第1号様式（第4条関係）

子育て世帯支援臨時特別給付金受給拒否の届出書



鹿屋市長 様

- 1 私は、「子育て世帯支援臨時特別給付金」について、受給を拒否することを、ここに届けます。
- 2 本届出により、「子育て世帯支援臨時特別給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所 \_\_\_\_\_

届出者氏名 \_\_\_\_\_  
(※署名又は記名押印)

届出者連絡先 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し



第2号様式（第5条関係）

子育て世帯支援臨時特別給付金支給口座登録等の届出書

鹿屋市長 様



1 届出者・請求者

記入日	年 月 日
-----	-------

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
(署名又は記名押印)	男・女	年 月 日	電話 ( ) ※日中連絡の取れる連絡先

※下記の【誓約・同意事項】の(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2 新規振込先指定口座

希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。

ア 指定の金融機関口座(原則、上記「1 届出者・請求者」名義の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を裏面に添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支 店 名	分 類	口 座 番 号 (五桁までお書きください。)	(フリガナ)
				口 座 名 義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			※通帳の表記に合わせてください。

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を御記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りができない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由
-------------

【誓約・同意事項】

- (1) 子育て世帯支援臨時特別給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯支援臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民票等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この届出書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市が支給決定をした後、届出書の不備又は上記2のアの指定口座の解約、変更等の事由により振込不能等となった場合において、市が届出者に連絡・確認が取れず、かつ、令和6年3月31日までに振込みが完了できない場合は、子育て世帯支援臨時特別給付金の受給を辞退したものと当該給付金が支給されないことに同意します。
- (6) 子育て世帯支援臨時特別給付金の支給後、その支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯支援臨時特別給付金を返還します。

(裏面)

**振込先金融機関口座確認書類**

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

（上記「2 受取方法」でアを選択した場合は、口座確認書類を添付してください。）

**本人確認書類**

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

（上記「2 受取方法」でイを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

第3号様式（第7条関係）

子育て世帯支援臨時特別給付金申請書(請求書)



鹿屋市長 様

1 申請者・請求者

		記入日	年 月 日
(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
	男・女		
(署名又は記名押印)		年 月 日 電話 ( )	※日中連絡の取れる連絡先
配偶者等氏名	同居・別居 の別	別居の場合は住所を記載	

※裏面の【誓約・同意事項】の(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2 支給要件

次の(1)及び(2)のそれぞれについて該当する項目のチェック欄(□)に「✓」を入れてください。

(1) 居住要件

<input type="checkbox"/>	① 令和5年12月1日において鹿屋市の住民基本台帳に記録されている養育者である。
<input type="checkbox"/>	② 令和5年12月1日において鹿屋市の住民基本台帳に記録されている対象児童である。
<input type="checkbox"/>	③ 令和5年12月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童であって出生した日において鹿屋市の住民基本台帳に記録されている対象児童である。

(2) 養育要件

<input type="checkbox"/>	① 現に対象児童を養育している。
--------------------------	------------------

3 対象児童

令和5年12月1日現在に申請者が養育している対象児童(※)について記入してください。

※令和5年12月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童であって出生した日において鹿屋市に住民登録がある新生児を含む。

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	生 年 月 日	養育の有無	同居 別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			年 月 日	有・無	同・別	
2			年 月 日	有・無	同・別	
3			年 月 日	有・無	同・別	
4			年 月 日	有・無	同・別	
5			年 月 日	有・無	同・別	

※同居・別居の別については、令和5年12月1日時点の状況を記入してください。

4 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき1万円

重複支給の確認等のため、既に子育て世帯支援臨時特別給付金の支給決定を受けている場合は、その支給決定に係る対象児童の氏名を下欄に記入してください。(当該児童については、今回の申請に基づく子育て世帯支援臨時特別給付金の対象児童とはなりません。)

1	対象児童氏名	2	対象児童氏名	3	対象児童氏名

(裏面も確認してください。)

## 5 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。

- ア 指定の金融機関口座（原則、上記「1 申請者・請求者」名義の口座とします。）への振込みを希望  
注 振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

### 【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 <small>(5桁位でお書きください。)</small>	(フリガナ) 口座名義
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.信託 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
		支店コード			※通帳の表記に合わせてお書きください。

- 注1 ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を御記入ください。  
2 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- イ 窓口での現金支給を希望

注 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方が対象となります。本人確認資料を添付してください。

### 【誓約・同意事項】

- (1)子育て世帯支援臨時特別給付金の支給要件に該当します。  
(2)子育て世帯支援臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民票等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。  
(3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。  
(4)この申請書は、市において支給決定をした後は、子育て世帯支援臨時特別給付金の請求書として取り扱います。  
(5)市が子育て世帯支援臨時特別給付金の支給決定をした後、申請書の不備又は上記5のアの指定口座の解約、変更等の事由により振込不能等となった場合において、市が申請者に連絡・確認が取れず、かつ、令和6年3月31日までに振込みが完了できない場合は、子育て世帯支援臨時特別給付金の受給を辞退したものとして当該給付金が支給されないことに同意します。  
(6)子育て世帯支援臨時特別給付金の支給後、子育て世帯支援臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯支援臨時特別給付金を返還します。

### 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる  
通帳やキャッシュカードの写し

（上記「5 受取方法」でアを選択した場合は、口座確認書類を添付してください。）